

雇用調整助成金の要件緩和について

現下の厳しい経済情勢の中でも従業員の雇用維持に努力する中小企業事業主を支援するため、従来の雇用調整助成金について見直しが行われております。詳細は以下のとおりです（下線部分が見直しの行われた箇所）。

◇ 雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金）とは、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、事業主がその雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練させた場合に、休業、教育訓練に係る手当もしくは賃金の一部を助成するものです。

■ 支給対象事業主

受給できる事業主は、次の①～③に該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業所の中小企業事業主
- ② 次のいずれかの生産量要件を満たす事業主
 - I. 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%減少していること（ただし、直近の決算等の経常損失が赤字であれば5%未満の減少でも可）
 - II. 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損失が赤字であること（ただし、対象期間の初日が平成21年12月2日から平成22年12月1日までの間にあるものに限る）。 生産量要件の緩和
- ③ それぞれ次のいずれにも該当する休業等又は出向（3か月以上1年以内の出向をいいます。）を行う事業主
 - a 対象期間内（事業主が指定した日から1年間）に実施されるもの
 - b 労使間の協定によるもの
 - c 事前に管轄都道府県労働局又はハローワークに届け出たもの
 - d 雇用保険の被保険者（雇用保険の被保険者としての期間は問いません）を対象とするもの
 - e 休業について、休業手当の支払いが労働基準法第26条に違反していないこと
 - f 教育訓練について、通常行われる教育訓練ではないこと
 - g 出向について、出向労働者の同意を得たものであること

※ 通常、助成金の対象となった出向の終了日の翌日から6か月を経ずに開始された再度の出向は助成金の対象となりませんが、平成21年11月30日から平成22年11月29日までに開始される再度の出向については、6か月経過していない場合も支給の対象になります。

■ 支給内容

○ 支給額

休業等（休業及び教育訓練）	出 向
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 厚生労働大臣が定める方法により算定した休業手当又は賃金相当額（1人1日）×5分の4（※1、※2、※3） ▪ 教育訓練は上記に加えて訓練費として、1人1日当たり 6,000円を加算 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 出向元事業主が負担した賃金相当額×5分の4（※1、※2、※3）

（※1）1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（平成21年8月1日現在 7,685円）が限度となります。

（※2）以下の要件を満たした場合に助成率を4/5から9/10へ上乘せします。

（休業等）

- ① 判定基礎期間（賃金締切期間）の末日における事業所労働者数（受け入れている派遣労働者を含む。以下同じ。）が、比較期間（初回の計画届提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。
- ② 判定基礎期間（賃金締切期間）とその直前6か月の間に事業所の労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。以下同じ。）をしていないこと。

（出 向）

- ① 1 支給対象期の末日における事業所労働者数が、比較期間（出向実施計画届の提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。
- ② 出向実施計画届の提出日から1 支給対象期の末日までの間に業所の労働者の解雇等をしていないこと。

（※3）障害者に関する助成率は4/5から9/10へ上乘せします。

○ 支給限度日数 3年間で300日

◎事務手続き・支給申請など詳細は、お近くのハローワーク又は千葉労働局までお問合せ下さい。

千葉県制度融資について

県制度融資は県内の中小企業の皆さまに、経営の活性化、安定のために必要な事業資金を円滑に調達して頂くために、県、千葉県中小企業団体中央会等の支援機関、金融機関、千葉県信用保証協会の連携と協力のもとで行われている融資制度です。詳細については千葉県商工労働部経営支援課ホームページ、または「千葉県中小企業向け融資のしおり」をご覧ください。

■制度融資・設備貸与

事業名	事業内容等
中小企業振興資金	<p>民間金融機関と連携して、中小企業者が事業を行う上で必要とする資金を融資します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資枠 4,800 億円 ・資金の種類 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業資金（一般的に利用できる長期事業資金） ② サポート短期資金（一般的に利用できる短期事業資金） ③ 小規模事業資金（小規模企業者向けの一般的な長期事業資金） ④ 創業資金（創業者や創業後間もない企業のための事業資金） ⑤ 挑戦資金（経営革新計画や事業転換、知的財産の活用など前向きに事業展開を図るための事業資金） ⑥ セーフティネット資金（売上の減少や取引先の倒産等により経営の安定に支障を生じている企業のための事業資金） ⑦ 再生資金（千葉県中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業再生を図る企業のための事業資金） ⑧ 観光施設資金（観光施設整備計画に基づく観光施設の整備を行うための資金） ⑨ 環境保全資金（環境保全に資するものとして県が認定した事業計画に基づく事業を行うための資金） <p>◎各資金の詳細は下記のホームページをご参照ください 【千葉県の中小企業向け制度融資（千葉県商工労働部金融支援室）】 http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/f_keishi/seidoyuusi/seido12.html</p>
問い合わせ先	千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室 043-223-2707
経営安定資金・再生資金信用保証料補助	<p>県制度融資のセーフティネット資金又は再生資金を利用した小規模企業者の方に信用保証料の補助を行います。（保証料率の1.15%を超える部分に相当する額を補助します。）</p>
問い合わせ先	千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室 043-223-2707
設備貸与事業	<p>小規模企業者及び創業者が導入する設備を、千葉県産業振興センターが購入して貸与（割賦販売・リース）します。</p> <p>◎千葉県産業振興センターホームページ http://www.ccjc-net.or.jp/</p>
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県産業振興センター 設備支援室 043-299-2902 ・商工労働部経営支援課 金融支援室 043-223-2707
設備資金貸付事業	<p>経営革新計画等の承認を受けた小規模企業者及び創業者が設備を導入するにあたり、その購入資金3分の2以内で千葉県産業振興センターが長期・無利子で貸し付けます。</p> <p>◎千葉県産業振興センターホームページ http://www.ccjc-net.or.jp/</p>
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県産業振興センター 設備支援室 043-299-2902 ・商工労働部経営支援課 金融支援室 043-223-2707

◎融資にあたっては、金融機関や保証協会（保証協会の保証を付する場合）で、審査があります。